

ごみの分別収集にご協力下さい。

指定の袋に名前が書かれていないごみや正しく分別されていないごみは収集できませんので、ご注意下さい。詳しい分別方法は「**ごみ分別ガイドブック**」を見て下さい。

ごみについての
お問い合わせ先

本庁環境課 ☎62-1192 IP 050-8802-1121
 相生分庁地域振興室 ☎62-1111 IP 050-8802-1111
 上那賀支所地域振興室 ☎66-0111 IP 050-8800-2001
 木沢支所地域振興室 ☎65-2111 IP 050-8800-4111
 木頭支所地域振興室 ☎68-2311 IP 050-8800-6001
 那賀町クリーンセンター ☎64-0754 IP 050-8800-2037

資源ごみ		収集できるごみ		収集できないごみ	
分けかた(種類・品目) 赤文字は特にご注意下さい		分けるときの注意事項		出しかた	
紙類 (右の種類ごとに分ける)	新聞紙(宣伝用チラシ紙は除く) チラシ(宣伝用) 本類(週刊誌・雑誌・まんが・本・書籍)、厚紙、包装紙 ダンボール(厚みの部分に波型の芯が入っているもの) 飲料用紙パック(容量500ml以上の牛乳などの飲料用に限る。ただし、裏面が銀色の紙パックは「燃えるごみ」の分類に)	●チラシを混入しないこと ●新聞紙と区別すること ●菓子箱等の厚紙や包装紙は折りたたみ本類と一緒に ●金具、ガムテープ、ビニール等は取り除くこと ●中を水洗いした後、切り開き乾かすこと ●酒類用の裏面が銀色の紙パックは「燃えるごみ」の分類に	それぞれ種類(品目)ごとにヒモで十文字にしっかりとくる(収集日が雨天でも収集業務は行いますので出して下さい。)		
	ビン類 (右の3種類に分ける)(化粧ビンは除く)	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いする。ふた(キャップ)は材質に応じ、『資源ごみ』や『燃えないごみ』に分けること ●ビンの口部分と下部分の色が違うときは、口部分の色で出すこと ●ふた(キャップ)やガラス、電球、蛍光灯、陶器等は絶対に混ぜないこと、また、殺虫剤、農薬、化粧ビンは必ず「燃えないごみ」の分類で出して下さい。 ●魚函(トロパコ)、緩衝材等の発泡スチロールは、小さくするなどして必ず指定の透明袋(青文字、緑文字どちらでも可)に入れること ●リサイクル(再商品化)するため容器や袋に付着している汚れや内容物(中身)は取り除くこと ●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは「燃えるごみ」の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、製造業者等の事業系プラスチックは「産業廃棄物」です。絶対に投入しないで下さい ●レジ袋の中には何も入れずに丸めてくること 注意①ケチャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は「燃えるごみ」の分類に 注意②ペットボトルは混入しないこと	それぞれ3種類ごとに町指定のコンテナ(緑又は赤色)に入れる		
	プラスチック製容器類 発泡スチロール製トレイ プラスチック製容器(ペットボトルを除く)	●魚函(トロパコ)、緩衝材等の発泡スチロールは、小さくするなどして必ず指定の透明袋(青文字、緑文字どちらでも可)に入れること ●リサイクル(再商品化)するため容器や袋に付着している汚れや内容物(中身)は取り除くこと ●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは「燃えるごみ」の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、製造業者等の事業系プラスチックは「産業廃棄物」です。絶対に投入しないで下さい ●レジ袋の中には何も入れずに丸めてくること 注意①ケチャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は「燃えるごみ」の分類に 注意②ペットボトルは混入しないこと	町指定の専用袋(透明で青文字又は緑文字)に入れる		
	ペットボトル	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いする。ふた(キャップ)は材質に応じ、『資源ごみ』や『燃えないごみ』に分けること ●ラベルをはがして、はがしたラベルはそれぞれの表示に従い分別して出して下さい	町指定のコンテナ(緑又は赤色)に入れる		
缶類	●中を水洗いすること(汚物などを取り除く) ●ビンのふた(キャップ)等、その他の不燃物は混入しないこと	町指定のコンテナ(緑又は赤色)に入れる			
植物性の食用油	●油かす等不純物は取り除いた後、使用済みペットボトルに入れ、こぼれ出さないようフタをしっかりとすること。油の入ったペットボトルのラベルをはがし油性のマジック等で排出者の名前を書いて下さい	「燃えないごみ」収集日に町指定のコンテナ(緑又は赤色)の上側に入れる			
燃えるごみ	●上記の「紙類」以外の紙くず(☑マークのついた容器やティッシュなど)台所ごみ、布切れ、木くず(産業廃棄物は除く)布団、座布団、毛布(指定の袋に入るもの)汚れたプラスチック製容器類(弁当箱や発泡スチロール等)おむつ(必ず汚物は取り除く)、ヒモ類、台所用スポンジ等	●生ごみは「生ごみ処理容器」などで自家処理に努める ●指定の専用袋(白・青)以外の袋や指定袋に入りきらないごみは収集できません ●体温計、ボタン電池等は絶対に投入しないで下さい	町指定の専用袋(家庭用=白、事業用=青)に入れる		
燃えないごみ	●空き缶や容器は、中を水洗いするなどして汚物などを取り除くこと ●注射針は絶対に出さないこと ●蛍光灯や電球、ガラス類、陶器類は、無理に割ったりしないこと ●蛍光灯は購入時の紙(ダンボール)箱等に入れること ●ゲームソフト、カセットテープ、ビデオテープ、歯ブラシ、ストロー、スプーン、ボールペン等小物及び陶器類、ガラス類はお持ちの透明袋に入れること	町指定のコンテナ(緑又は赤色)に入れる			
有害ごみ	●腕時計等に使用されているボタン型電池やビデオカメラ用充電池電池は購入店や買換え(入替え)時に店で引き取ってもらうこと	町指定専用袋(透明)に入れ「燃えないごみ」収集日に町指定コンテナの上側に入れる			
大型ごみ	●申込み制です。お住まいの本庁環境課又は各支所地域振興室へ申込みし『大型ごみ処理券』を購入のこと(申込みは、収集日の前月末日までに) ●指定のコンテナ(赤・緑)より大きい物(はみ出し20cm以上)を「大型ごみ」として扱いますがテレビ等小さい物でも「大型ごみ」の取り扱いがあるので、電気製品を出すときは役場の担当課(室)へお問い合わせを	大型ごみの見やすいところに『大型ごみ処理券』を貼る			

(注意)
事業所から排出される多量の一般廃棄物(産業廃棄物は除く)や一般家庭の大掃除や引越などによって排出される多量の廃棄物は、那賀町クリーンセンターまで直接搬入して下さい。なお、直接搬入するときは、那賀町クリーンセンター ☎64-0754 IP 050-8800-2037 に直接連絡し、搬入時間等を確認して下さい。

令和5年10月から令和6年3月までのごみの収集日は次のとおりです。

ごみは収集日当日の朝8時30分までに出して下さい。(匂いや動物の食害で収集場所近辺の住民に迷惑がかかるので前日からは出さないで下さい。)
指定の袋の口をしっかりと結んで出して下さい。

14地区(上那賀地区)(平谷、上ノ内、宮ヶ谷、大殿、市宇(蔭平地区)の「燃えるごみ」は毎週月曜日のみ収集)、白石、椎ノ尾、拝宮、轟、日真、下御所谷、下司(下司地区の「缶・燃えないごみ・有害ごみ・廃食用油」は、偶数月に、「ビン・ペットボトル」・その他プラスチック製容器類は奇数月に、「紙類」は、毎月第一収集日に、「燃えるごみ」は、毎月第一・第三月曜日に収集)

布団の日	燃えるごみの日	燃えないごみの日 (有害ごみ・廃食用油の日)	缶の日(1ℓ以下) (飲料用・缶詰用に限る)	無色透明ビンの日	茶色ビンの日	その他色ビンの日	プラスチック製容器の日 (発泡スチロール・白色トレイの日)	ペットボトルの日	大型ごみの日	紙類の日
10月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1 可	2 可	3 紙	4 紙	5 可	6 缶	7 可	8 可	9 可	10 可	11 可
12 可	13 可	14 紙	15 紙	16 可	17 缶	18 可	19 可	20 可	21 可	22 可
23 可	24 可	25 紙	26 紙	27 可	28 缶	29 可	30 可	31 可		
11月	11月	12月	1月	2月	3月					
1 可	2 可	3 紙	4 紙	5 可	6 缶	7 可	8 可	9 可	10 可	11 可
12 可	13 可	14 紙	15 紙	16 可	17 缶	18 可	19 可	20 可	21 可	22 可
23 可	24 可	25 紙	26 紙	27 可	28 缶	29 可	30 可	31 可		
12月	12月	1月	2月	3月						
1 可	2 可	3 紙	4 紙	5 可	6 缶	7 可	8 可	9 可	10 可	11 可
12 可	13 可	14 紙	15 紙	16 可	17 缶	18 可	19 可	20 可	21 可	22 可
23 可	24 可	25 紙	26 紙	27 可	28 缶	29 可	30 可	31 可		
1月	1月	2月	3月							
1 (休み)	2 (休み)	3 (休み)	4 可	5 缶	6 可	7 可	8 可	9 可	10 可	11 可
12 可	13 可	14 紙	15 紙	16 可	17 缶	18 可	19 可	20 可	21 可	22 可
23 可	24 可	25 紙	26 紙	27 可	28 缶	29 可	30 可	31 可		
2月	2月	3月								
1 可	2 可	3 紙	4 紙	5 可	6 缶	7 可	8 可	9 可	10 可	11 可
12 可	13 可	14 紙	15 紙	16 可	17 缶	18 可	19 可	20 可	21 可	22 可
23 可	24 可	25 紙	26 紙	27 可	28 缶	29 可	30 可	31 可		

ごみを出すときは、上記の「分けかた」や「出しかた」をよくお読み下さい

見やすいところに貼って下さい